

議案第 16 号

議決第 号

始良市立大楠ちびっ子園通園バス運行条例及び始良市立認定こども園
の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件

始良市立大楠ちびっ子園通園バス運行条例及び始良市立認定こども園の設置及
び管理に関する条例を廃止したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 16 日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市立大楠ちびっ子園通園バス運行条例及び始良市立認定こども園
の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 始良市立大楠ちびっ子園通園バス運行条例（平成22年始良市条例第98号）
- (2) 始良市立認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成26年始良市条例
第29号）

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。